

第1章 はじめに

【計画策定の主旨】

- ギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ人がある一方、のめり込み、日常生活や社会生活への支障、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能だが、必要な治療や支援につながりにくい現状がある
- 東京都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を策定

【計画の位置付け等】ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定

【計画期間】令和7年度から令和9年度まで

第2章 ギャンブル等依存症に関する状況等

【令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」】

- 過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点以上）の割合
全体1.7%（男性2.8%、女性0.5%）

○インターネットを使ったギャンブルの購入方法について、すべての公営競技などにおいて、「主にオンライン」または「（オフラインとオンラインの）両方」で行うと回答した者の割合が過半数を占めた。

○ギャンブル問題に気が付いてから初めて病院や相談機関を利用するまでの期間は、当事者は平均2.9年、その家族が3.5年であった。また、相談機関につながったきっかけについて、当事者では「家族にすすめられた」、家族では「自分からHPなどで探した」が過半数を超えていた。

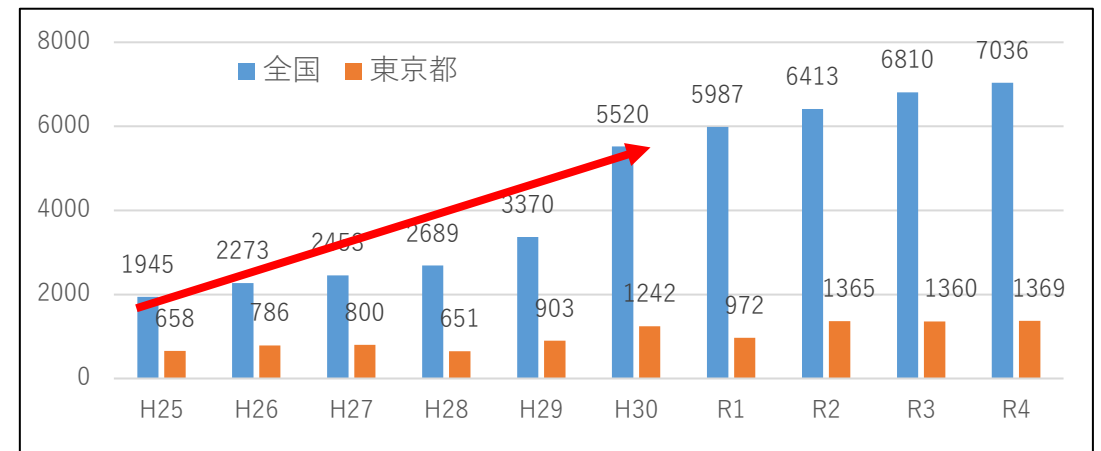
※ **PGSI**とはギャンブル問題の自記式スクリーニングテストのひとつ。
過去12カ月間のギャンブルの頻度などを質問。9項目の質問について、「全くない」「ときどき」「たいていの場合」「ほとんどいつも」の4段階に分け、それぞれの点数を合計・判定。

【都内にある公営競技の状況】

- 入場人員はコロナ期に減少しているが、売上金は増加傾向（オンライン購入の増加）

【精神保健福祉センターにおける相談状況（ギャンブル等・延べ人数）】

- 相談実績はおおむね増加傾向。全国的にみても、相談実績は増加傾向。



第3章 第1期推進計画における事業の実施状況

区分	事業の実施状況
予防教育・普及啓発	・高等学校において、学習指導要領に基づき授業を実施 ・依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、リーフレットを活用し、ホームページ等で情報発信を実施
相談・治療・回復支援	・都立（総合）精神保健福祉センターを依存症相談拠点に設定し、専門相談員による相談を実施 ・依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を選定。治療拠点機関では、受診後の患者支援事業を実施 ・消費生活センターにおける多重債務相談（「東京モデル」「多重債務特別相談」）を実施
依存症対策の基盤整備	・センターにおいて、相談支援に従事する者を対象とした研修、区市町村等の関係機関による連携会議を実施 ・依存症治療拠点機関において、医療従事者向け研修及び医療機関向け連携会議を実施
関係事業者の取組	・広告・宣伝指針に沿った形で、注意喚起の実施 ・相談窓口の設置とその周知 【公営競技】・20歳未満の者による購入防止 ・本人申告、家族申告による入場制限 ・インターネット投票へのアクセス制限など 【ぱちんこ】・18歳未満立入防止事業 ・自己申告・家族申告プログラムの導入促進事業など
多重債務問題等への取組	・消費者向けの総合的な情報提供（消費生活相談カウンセラー制度） ・東京都生活再生相談窓口（多重債務者生活再生事業） ・違法に行われるギャンブル等の取締り ・オンラインカジノを利用した賭博行為等の違法性を周知

第4章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

（ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方）

視点1	ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療
視点2	本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援
重層的かつ多段階的な取組の推進	発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずるため、知識の普及、関係事業者が行う広告及び宣伝その他の事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進などの取組を推進
多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関及び民間団体等の連携協力体制の整備のために必要な対策を推進
PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進	本計画に定める対策の進捗状況や効果、国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不断に実施

（ギャンブル等依存症対策の方向性）

○ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、5つの取組を推進

①	予防教育・普及啓発
②	相談・治療・回復支援
③	依存症対策の基盤整備
④	関係事業者の取組
⑤	多重債務問題等への取組

○5つの取組の実施に当たっては、本人や家族等が相談から治療・回復支援のプロセスにおいて必要とする適切な支援等となるように配慮

第5章 具体的な取組

区分	課題	今後の主な方向性
予防教育・普及啓発	・本人や家族にとって必要な情報を集約し、適切な支援につなげるための効果的な情報発信 ・指導にあたる教員の養成	・都民向けフォーラム等の実施 ・リーフレット等を活用した普及啓発 ・情報の一元化・アクセス向上による効果的な普及啓発の実施（ポータルサイトの構築） ・動画作成、インターネット広告 等
相談・治療・回復支援	・早期発見・早期支援に向けた体制整備 ・増加傾向にある若年者に対する相談体制の整備 ・治療や回復支援を担う医療機関の機能強化	・相談から治療・回復支援の各プロセスにおける機能強化（SNSを活用した相談体制の構築、関係団体と連携した特別相談等の実施） ・治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院において、受診後の患者支援を実施 ・専門医療機関の追加選定及び受診後の患者支援 等
依存症対策の基盤整備	・地域における支援ネットワークの充実強化 ・相談、治療等を担う人材の育成	・センターにおける関係機関職員向け研修、区市町村等関係機関による連携会議の実施 ・治療拠点における医療従事者向け研修及び医療機関向け連携会議の実施 ・専門医療機関における連携会議の実施 等
関係事業者の取組	・インターネット利用者へのアクセス制限等の取組 ・依存症対策を行う関係団体との連携	・場外発売所への入場制限やインターネット投票の制限 ・普及啓発等の取組に当たっての関係団体との連携促進 等
多重債務問題等への取組	・多重債務や違法行為等、派生する問題への適切な対応	・関係局との連携による相談や注意喚起の強化 ・警視庁によるオンラインカジノの取締りの推進 ・多重債務問題の情報発信 等

第6章 推進体制と進行管理

- 関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関とも連携
- 必要に応じてギャンブル等依存症対策に関連する関係者等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、進行管理を実施
- 計画に関連する取組の進捗状況や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前でも必要に応じて見直しを実施

第7章 おわりに

- 本計画における取組を着実に実施するとともに、社会環境の変化等に併せて取組を見直し
- 本人や家族が早期発見・早期支援につながりやすい取組を推進